

#### 4. 規程の制定に関する事項

##### (1) 事業組織運営規程の一部変更

事業組織運営規程について、2022年(令和4年)4月23日の第95回理事会において、以下の2件について、変更した。

① 2022年度事業計画書において電子著作物相互利用の事業を終了し、新たに「電子著作物等の利用推進」の事業を決定したことにより、第5条第1項(4)を「電子著作物等の利用の推進に関する事業を実施する「電子著作物等利用推進委員会」。」に変更した。

② 2019年度事業計画書において、事業の名称を「私情協 教育イノベーション大会」に改称したが、事業組織規程が未変更であったため、第5条第1項(8)を「教育イノベーション大会の企画、運営、実施を行う「教育イノベーション大会運営委員会」。」に変更し、附則で2019年(平成31年)4月1日に遡及し、変更した。

変更した第5条の変更前と変更後の規定及び変更理由と附則は、次の通りである。

事業組織規程の一部変更	
	第95回理事会変更
<第1章 総則(略)> 第2章 事業組織	
(委員会)	
第5条 この法人の事業実施機関として、次の各号に定める委員会を置く。また、必要に応じて分科会を置く。	
(1)～(3) (略)	
【変更前】	
(4) 電子著作物相互利用の推進に関する事業を実施する「電子著作物相互利用事業委員会」。	
【変更後】	
(4) 電子著作物等の利用の推進に関する事業を実施する「電子著作物等利用推進委員会」。	
【変更理由】	
2022年度事業計画書において、電子著作物相互利用の事業を終了し、新たに「電子著作物等の利用推進」の事業を決定したことによる。	
(5)～(7) (略)	
【変更前】	
(8) ICT戦略大会の企画、運営、実施を行う「教育改革ICT戦略大会運営委員会」。	
【変更後】	
(8) 教育イノベーション大会の企画、運営、実施を行う「教育イノベーション大会運営委員会」。	
(9)～(13) (略)	
【変更理由】	
2019年度事業計画書において、事業の名称を教育改革ICT戦略大会から「私情協教育イノベーション大会」に改称したが、事業組織規程の変更が行われていなかったため、2019年(平成31年)4月1日より変更遡及する。	
<第6条から第26条(略)>	
附則	
1～6 (略)	
7 変更後の規程は、令和4年4月23日から施行する。但し、第5条(8)の変更後の規定は、平成31年4月1日に遡及し、施行する。	